



鳥取県公報

平成 22 年 12 月 21 日(火)
第 8 2 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定予定 (744) (森林・林業総室) 2
- ◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部改正 (69) 2
- ◇ 監査公告 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置の公表 (11) 3
- ◇ 調達公告 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (広報課) 4

告 示

鳥取県告示第744号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中村字坪谷口24、大字太一垣字本谷東平311から314まで、319から322まで、329、333、334、字城山228、229、字山添231、234、235

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1）保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字伊屋谷410の11

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、湯原俊二後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成22年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成22年12月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日 政治団体の名称 湯原俊二後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 湯原俊二 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号及び第2号 公職の候補者の氏名 湯原俊二 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 平成22年5月28日 1 略 2 支出総額 <u>7,322,426円</u> 3 翌年への繰越額 <u>1,090,193円</u> 4 略 5 支出の内訳 経常経費 5,501,662円 人件費 2,588,231円 光熱水費 376,461円 備品・消耗品費 716,840円 事務所費 1,820,130円 政治活動費 <u>1,820,764円</u> 組織活動費 <u>1,243,587円</u> 機関紙誌の発行その他の事業費 562,922円 宣伝事業費 73,500円 その他の事業費 489,422円 調査研究費 14,255円 6 略	期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日 政治団体の名称 湯原俊二後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 湯原俊二 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号及び第2号 公職の候補者の氏名 湯原俊二 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 平成22年5月28日 1 略 2 支出総額 <u>7,870,116円</u> 3 翌年への繰越額 <u>542,503円</u> 4 略 5 支出の内訳 経常経費 5,501,662円 人件費 2,588,231円 光熱水費 376,461円 備品・消耗品費 716,840円 事務所費 1,820,130円 政治活動費 <u>2,368,454円</u> 組織活動費 <u>1,791,277円</u> 機関紙誌の発行その他の事業費 562,922円 宣伝事業費 73,500円 その他の事業費 489,422円 調査研究費 14,255円 6 略

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成22年11月2日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成21年度決算に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月21日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 内 田 博 長
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

指摘事項	講じた措置
政務調査費に係る交付金について、交付額に誤りがあった。	指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成22年9月3日までに行われるとともに、収支報告書の修正に伴い新たに発生した交付不足額については、同月13日までに全額交付（歳入戻出）した。 政務調査費交付額 112,421円

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成22年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

- (1) 業務名 基幹的情報発信業務
- (2) 業務の目的

観光入込客の増加、県外における県産品の消費拡大、県外企業の県内進出、県外貨客による県内の空港及び港湾の利用促進、県外からの移住定住の促進など、県外へ打って出る施策の実施に当たって、必要な情報発信を実施する。

- (3) 業務の内容

本件業務は、複数のテーマの組合せ、シリーズ展開等による総合的かつ長期継続的な情報発信を年間を通じて実施することにより、本県の認知度及び好感度の向上並びにイメージ醸成を図るものである。

なお、詳細は、基幹的情報発信業務プロポーザル選考実施要領（以下「実施要領」という。）による。

- (4) 予算額 15,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
- (5) 履行期間 契約の日から平成24年3月31日まで

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年12月21日（火）から実施要領に定める企画提案書及び別添参考資料、組織体制・主要スタッフ等の情報並びに経費見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成22年12月21日（火）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225

号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (4) 企画提案書等の提出期限までの間に、平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画に登録されている者(鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課に競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書を提出し、又は電磁的記録による申請を行っている者であって、審査中であるものを含む。)であること。
- (5) 企画提案書等の提出期限までの間に、県内に本店、支店等の事業所を有する者(事業所の所在地を管轄する登記所に会社設立登記の申請書を提出している者又は電磁的記録による申請を行っている者であって、審査中であるものを含む。)であること。
- (6) 平成18年度以降において、本件業務と同程度の規模(金額)の広報宣伝業務に関し、実施の実績がある者であること。

3 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、基幹的情報発信業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、次の審査項目について、審査会の各委員が実施要領に定める審査票に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行うとともに、順位点の方法による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先する。また、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の多数決で順位を決定する。

- (1) 媒体選定(量的側面)
- (2) 媒体選定(質的側面)
- (3) 訴求力・話題性

4 最優秀提案者の決定方法

3により最もすぐれた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

5 手続等

- (1) 担当部局(企画提案書等の提出先及び問合せ先)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県統轄監広報課

電話番号 0857-26-7097

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

- (2) 実施要領の交付方法

平成22年12月21日(火)以降、鳥取県のインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63048>)から入手するものとする。

- (3) 企画提案書等の提出期限

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領に基づき企画提案書等を作成し、平成23年1月25日(火)午後5時までに(1)の場所に持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、送付すること。

- (4) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合は、平成23年1月7日(金)までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。(任意様式)

- (5) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話0857-26-7431、7432又は7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、4の順位付けの結果が上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 参加報酬等

この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。ただし、プレゼンテーションに参加した者（6により契約の締結を行う者を除く。）には、参加報酬としてそれぞれ1万円を支払うものとする。

8 その他

詳細は、実施要領による。